事務所通信

2017年1月号 №.139



初詣)

CONTENTS

•	所長コメント	•)	時事	P4
	…致命傷には気をつける	P1 •		税務Q&A	P5
•	所得税確定申告~雑損控除~	P2 •		お知らせ おもしろ雑学	P6
	雇用保険~離職後の手続き~	P3 •		休日カレンダー 職員雑記	P7

~お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします~

加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7 TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス http://www.katozeirishi.jp

致命傷には気をつける

明けましておめでとうございます。年末には糸魚川で大火があり、これから後片付けが始まろうとしているところです。被害にあわれた方には、心よりお見舞い申し上げます。このニュースは世界をめぐり、シンガポールと中国上海の友人からも見舞いのメールが届きました。この大火を経験して気付いたことが、3つあります。

1. 致命傷には気をつける。

出火元はラーメン店でした。私はときどき、飲食店の致命傷は火事と食中毒だと注意していたのが当たってしまいました。飲食店と同じことが言えるのは旅館業です。飲食店は火を使いますが、特に中華料理店は大きな火力を必要とします。今回は火をつけたまま外出をしたそうですが、火事を防ぐには整理整頓・環境整備をすることが大事です。食中毒を防ぐには手を洗うことが基本です。手に付いたばい菌がそこら中についていくからです。

致命傷は飲食店ばかりではありません。例えば建設業や製造業などは労災事故が致命傷となりえます。労災事故を防ぐ基本は飲食業同様整理整頓です。

死亡事故が重なると業務停止とか入札停止になるからです。税理士にも致命傷があります。 脱税相談と秘密漏洩です。これを犯すと税理士法違反になって、業務停止若しくは資格剥奪が 待っています。10年位前ですが、偉い坊さんにお寺さんの致命傷を聞いてみました。なんと女性 だそうです。今のタレントみたいです。

2. 痛みを分けよう。

火事がやんで、お見舞いに回りました。お客さまは6件燃えました。被害にあわなかったお客さまでも、仕事が出来なかったり、市場は自粛ムードが広がり飲食店では売上はがた減りです。 私はさほどではなかったので、お見舞いをお届けしたいと思います。

3. 何のこれしき。ネバーギブアップ。

被害にあわれた方は、本当にたいへんだとおもいますが、これを乗り越えてください。この苦難を乗り越えればきっと幸福の門が打ち開けます。

つらくなったら、ネギを食べるんです。ネバーギブアップだから。



所得税の確定申告~雑損控除について~

1 雑損控除の概要

災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを雑損控除といいます。

2 雑損控除の対象になる資産の要件

損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまること。

(1) 資産の所有者が次のいずれかであること。

イ 納税者

- ロ 納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が38万円以下の者。
- (2) 棚卸資産若しくは事業用固定資産等又は「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない資産であること。

3 損害の原因

次のいずれかの場合に限られます。

- (1) 震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害
- (2) 火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
- (3) 害虫などの生物による異常な災害
- (4) 盗難
- (5) 横領

なお、詐欺や恐喝の場合には、雑損控除は受けられません。

4 雑損控除の金額

次の二つのうちいずれか多い方の金額です。

- (1) (差引損失額) (総所得金額等) × 10%
- (2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額) 5万円

5 差引損失額の計算のしかた

差引損失額 = 損害金額 + 災害等に関連したやむを得ない支出の金額

- 保険金などにより補てんされる金額

6 雑損控除を受けるための手続

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害等に関連したやむを得ない 支出の金額の領収を証する書類を添付するか、提示してください。

給与所得のある方は、このほかに給与所得の源泉徴収票(原本)を申告書に添付してください。

< 堀 田 >

雇用保険~離職後の手続き~

雇用保険では、失業中の生活を心配せずに新しい仕事を探し1日も早く再就職できるように、 求職活動を行うことで失業等給付を受給することができます。

基本手当(いわゆる通常の失業給付)を受給するに当たっては、ハローワークで以下の手続きをしていただく必要があります。

離職

証明書などの準備(雇用保険被保険者証の確認など)をします。



受給資格決定

住所地を管轄するハローワークで「求職申込み」をしたのち、「離職票」を提出します。 受給資格確認後、受給説明会の日時をお知らせします。

また、「雇用保険受給資格者のしおり」をお渡しします。



受給説明会

雇用保険制度について説明し、「雇用保険受給資格者証」、「失業認定申告書」をお渡し します。

また、第一回目の「失業認定日」をお知らせします。



求職活動

失業の認定を受けるまでの間、ハローワークの窓口で職業相談、職業紹介を受ける など積極的に求職活動を行ってください。



失業の認定

原則として、4週間に1度、失業の認定(失業状態にあることの確認)を行います。 「失業認定申告書」に求職活動の状況等を記入し、「雇用保険受給資格者証」とともに 提出してください。



受給

雇用保険が給付されます。

< 畑 >

休日もほとんどなく、残業は月に100時間を超える。ばれない様にせっせと改ざん。 自分のような田舎者には、到底理解できない都会の話。そりゃあ会社も大きくなりますよ。



長い物には巻かれろ。小異を捨てて大同につく。 仕方ないよね~他の人もやってるから~。 WHY JAPANESE PEOPLE?! '求大同、存小異'小異を残して大同につく 捨てるなんて字がどこに?ムムッ!都合よく改ざん。 小異が大同になり、大同だったことが小異となることなど多々あること。 だから、「存小異」なんだと思うんですが。

挨拶が遅くなりました。 明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い します。また被災された方々にはお見舞い申し上げます。 平成29年1月



ちょっと知っているだけですが、その新聞記者が言うには「糸魚川の奇跡」です。これだけの大火で死者O人だから、取材してます。どうしてなんですか~?自分としては、隣近所のつながりがあるから、あたりまえ。かな!と。でも、鎮火までに30時間も要し、1000人以上の人たちが消火に奔走した事。確かに大きなケガとかもなく奇跡かもしれません。



奔走された方々には、ただただ感謝しかありません。 ありがとうございました。大変お疲れ様でした。 ふるさと納税等も沢山いただいているようですが、こちらも感謝です。

家では、面倒くさいと言われますが性格ですので今年も 簡単には治らないと思います。

が、感謝する心はちゃんと持っています。たぶん。



< 斉 藤 >

医療費で歯の治療費が高額の為、治療費の支払を歯科ローンや ・ クレジットで支払う場合、医療費控除の対象になりますか。

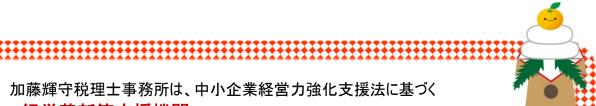
★ ・ 立替分を患者が分割で信販会社に返済していくものです。したがって、信販会社が立替払をした金額は、その患者のその立替払をした年(歯科ローン契約が成立した時)の医療費控除の対象になります。なお、歯科ローンを利用した場合には、患者の手もとに歯科医の領収書がない場合があると考えられますが、この場合には、医療費控除を受けるときの添付書類として、歯科ローンの契約書の写しや信販会社の領収書を用意してください。なお、歯科ローンに係る金利及び手数料相当分は医療費控除の対象になりません。

医療費控除を受ける場合、治療中に年が変わるときは、それぞれの年に支払った医療費の額が、各年分の医療費控除の対象となります。又、健康保険組合などから補てんされる金額がある場合には、その補てんの対象とされる医療費から差し引く必要があります。



强护 厅里

日時	研	修	内	容	場		所	講	師	参加費
1月23日(月) PM1:23~	第27	加 経営	含計画多	養会		月徳飯店		講師税理士	中井誠 加藤輝守	5,000円



加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく 経営革新等支援機関に認定されました!!

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして・・・

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ ②低金利での融資制度 ③各種補助金制度
- ④商業・サービス業等投資減税制度 などが挙げられます。ぜひご活用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、 企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたし ます。お気軽にお申し付け下さい。



◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇

「しこ名」

力士の「しこ名」は、本来「醜名」と書くが、これは「自分を卑下する」 という意味と、「荒々しく強い」という意味を兼ねたものとされている。

(担当: 丸田)

休日カレンダー

1月(睦月) January

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
元旦	年始休暇	年始休暇	仕事始め			
8	9	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4
	成人の日					斉藤・原
1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1
						伊藤(康)・田中
2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
	経営計画発表会					
2 9	3 0	3 1				

・網掛けの日が当事務所の休日です。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

1月の税務

1月10日 平成28年12月分の源泉所得税・住民税の納付

1月20日 源泉所得税の納期の特例分の納付(平成28年7~12月分)

1月31日 平成28年11月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付

平成29年5月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付

平成29年8月、2月決算法人の消費税の中間申告、納付

法定調書の提出

固定資産税の償却資産に関する申告

給与支払報告書の提出

◇◆ 職員雑記 ◆◇

新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願いいたします。

今年は、「酉年(とり)」です。酉のつく年は商売繁盛につながると考えられています。また酉(トリ)は「取り込む」につながり、そこから運気も商売も取り込めるとも考えられているそうです。皆様にとりましても、商売繁盛につながるよい年になるようお祈りしております。

< 伊藤(康) >